



消費生活サポーターだより

No. 60

令和6年3月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。皆様いかがお過ごしでしょうか。寒さもだいぶ和らいできましたが、季節の変わり目で体調を崩しやすい時期です。体調管理に気を付けてください。

今月は、「注意！子どものオンラインゲームの高額課金トラブル」、「賃貸住宅の契約の注意点」等を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

春休み等の長期休みに多発！

知っておきたい役立つ情報 ～消費者トラブル～

◎ 注意！子どものオンラインゲームの高額課金トラブル 「スマホを貸しただけなのに…」

子どもは自宅で過ごす時間にスマホや家庭用ゲーム機などでオンラインゲームを利用して遊ぶことが多いです。その時に子どもが保護者（両親・祖父母）のスマホを使い、許可なく課金（料金の支払い）をしてしまったというトラブルの相談が多く寄せられています。センターへ相談に来られた両親は、子どもがどんなゲームをして何に課金しているか無関心で「まさかゲームで子どもが課金するとは思わなかった」と言います。親や祖父母も関心を持ち、課金する場合のルール等を必ず子どもと一緒に話し合っておくことが重要です。

【相談事例】

小学校低学年の子どもが、父親のスマートフォンを使ってオンラインゲームで遊び、アカウントに登録されていたクレジットカードを利用して好きなゲームのアイテムに120万円も課金していた。携帯電話会社に返金を申し出たが断られた。

【予期せぬ高額な課金を防ぐには…】

- ▶ オンラインゲームで課金する場合のルールを家族で話し合しましょう。
- ▶ クレジットカードや現金は子どもの目や手の届かないところで管理しましょう。
- ▶ クレジット決済にはパスワードを設定し、ゲーム課金した時は親にメールが届くようにしましょう。
- ▶ キャリア決済（携帯電話料金と合算で商品などの代金を支払える決済サービス）の上限額を設定しましょう。
- ▶ 保護者のアカウントを子どもに使用させず、子どもには子どもの正しい年齢を入力したアカウントを使用させましょう。
- ▶ 子どものアカウントを管理、保護できるように「ペアレンタルコントロール」を利用しましょう。



消費者トラブルの相談電話：消費者ホットライン 188（局番なし）

※「子どもがゲームをしたら、のめり込み絶対課金したくなる！」←この認識での対応が必要！

未成年者が保護者の承諾なくオンラインゲームの課金をしてしまった場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合もあります。

知っておきたい役立つ情報 ～日常生活～

◎ 賃貸住宅の契約の注意点

これからの季節は、卒業・進学・就職・転勤等に伴い、引越しが多くなる時期です。そこでアパート等の賃貸借契約の注意点等をお伝えいたします。

【相談事例】

実際にアパートに入居してみたらチラシやインターネットに掲載の写真等で想像していたものと違っていた。契約をやめたい。



【トラブル防止のポイント】

- ▶ 契約前に家賃等の条件をしっかりと確認しましょう。
- ▶ 実際の間取りや設備、日当たりや騒音、夜間の環境、建物の管理状況等も自分の目で確認しましょう！
- ▶ 契約書の内容をしっかりと確認し、理解してから契約しましょう。
 - 契約内容に納得がいかず、内容の変更に応じてもらえない場合には、契約をしないという判断も必要です。
- ▶ 特にトラブルになりやすい退去時の「原状回復費用」について必ず説明を受け確認しましょう。
- ▶ 入居前に室内の汚れやキズ、備え付け設備の動作等を仲介業者等に立ち会ってもらった上で確認し、状況を写真やメモで記録に残しておくようにしましょう。

※参考：国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」

原状回復をめぐるトラブルとガイドライン

検索



★退去時だけでなく入居前にも一読！

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html



長野県からのお知らせ

◎若者向け消費者被害防止の啓発動画を作成しました！

成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、若者の消費者被害の増加が心配されています。そこで長野県では、若者に向けて身近な消費者トラブルの事例と、その対策・相談窓口を伝える動画3本を制作しました。県ホームページに掲載しましたのでご覧ください。

- 定期購入編
- 美容編
- 副業編

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kurashi-shohi/wakamono/keihatsu.html>



◎消費生活サポーター活動報告について

本年度も消費生活サポーターの皆様には、積極的にご活動いただき誠にありがとうございます。皆様の一年間の活動につきまして、「消費生活サポーター活動報告書（様式7）」にまとめていただき、令和6年4月30日（火）までに当課へご提出ください。よろしくお願いいたします。

提出方法等の詳細は、別紙報告依頼通知をご覧ください。



添付資料

- 独立行政法人国民生活センター 見守り新鮮情報 第473号、第474号、第475号、第476号
- 長野県 もシカっちからのお知らせ（2月号）



長野県 くらし安全・消費生活課 相談啓発係 担当：水澤

電話：026-235-7286 FAX:026-235-7374

Eメール：kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県 県民文化部 くらし安全・消費生活課



長野県消費生活被害防止啓発キャラクター
もシカっち